

指定確認検査機関

1. 案内情報

- 手続名 : 建築基準法における指定確認検査機関の指定
- 手続根拠 : 建築基準法第77条の18
- 手続対象者 : 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認又は第7条の2第1項及び第7条の4第1項の検査の業務を行おうとする者
- 提出時期 : 建築基準法における指定確認検査機関の指定を申請するとき
- 提出方法 : 指定確認検査機関指定申請図書を作成し、2以上の都道府県の区域にまたがって業務を行う場合で、かつ、1の地方整備局の所管区域で業務を行う場合は所管地方整備局へ、2以上の地方整備局等の所管区域にまたがって業務を行う場合は本省へ提出して下さい。
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第14条に定めるもの各一部
- 申請書様式 : 指定申請書（建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令別記第一号様式）
- 記載要領・記載例 : 提出先となる下記窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

- 国土交通省住宅局建築指導課 03 - 5253 - 8111（代）
（2以上の地方整備局等にまたがるもの）
- 東北地方整備局都市・住宅整備課 022 - 225 - 2171（代）
（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- 関東地方整備局住宅整備課 048 - 601 - 3151（代）
（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野）
- 北陸地方整備局都市・住宅整備課 025 - 266 - 1171（代）
（新潟、富山、石川）
- 中部地方整備局住宅整備課 052 - 211 - 6503
（岐阜、静岡、愛知、三重）
- 近畿地方整備局住宅整備課 06 - 6942 - 1141（代）
（福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- 中国地方整備局都市・住宅整備課 082 - 221 - 9231（代）
（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- 四国地方整備局都市・住宅整備課 087 - 851 - 8061（代）
（徳島、香川、愛媛、高知）
- 九州地方整備局都市・住宅整備課 092 - 471 - 6331（代）
（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先にお問い合わせ下さい。

3．手続情報

審査基準：建築基準法第77条の20

標準処理期間：1ヶ月程度

不服申立方法：行政不服審査法の規定による